



長野県報

6月30日(月)
平成20年
(2008年)
号外

目次

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則(こども・家庭福祉課)	1
母子保健法施行細則の一部を改正する規則(健康づくり支援課)	2

規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年6月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第40号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和41年長野県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯」を加え、

前年分の所得税額	4,800円以下
〃	4,801円以上 9,600 〃
〃	9,601 〃 16,800 〃
〃	16,801 〃 24,000 〃
〃	24,001 〃 32,400 〃
〃	32,401 〃 42,000 〃
〃	42,001 〃 92,400 〃
〃	92,401 〃 120,000 〃
〃	120,001 〃 156,000 〃
〃	156,001 〃 198,000 〃
〃	198,001 〃 287,500 〃
〃	287,501 〃 397,000 〃
〃	397,001 〃 929,400 〃
〃	929,401 〃 1,500,000 〃
〃	1,500,001 〃 1,650,000 〃
〃	1,650,001 〃 2,260,000 〃
〃	2,260,001 〃 3,000,000 〃
〃	3,000,001 〃 3,960,000 〃
〃	3,960,001 〃

を

前年分の所得税額	2,400円以下
〃	2,401円以上 4,800 〃
〃	4,801 〃 8,400 〃
〃	8,401 〃 12,000 〃
〃	12,001 〃 16,200 〃
〃	16,201 〃 21,000 〃
〃	21,001 〃 46,200 〃
〃	46,201 〃 60,000 〃
〃	60,001 〃 78,000 〃
〃	78,001 〃 100,500 〃
〃	100,501 〃 190,000 〃
〃	190,001 〃 299,500 〃
〃	299,501 〃 831,900 〃
〃	831,901 〃 1,467,000 〃
〃	1,467,001 〃 1,632,000 〃
〃	1,632,001 〃 2,302,900 〃
〃	2,302,901 〃 3,117,000 〃
〃	3,117,001 〃 4,173,000 〃
〃	4,173,001 〃

に、

「396万1円」を「417万3,001円」に改める。

別表第2中「指定国立療養所」を「指定医療機関」に改め、「(昭和25年法律第144号)」を削り、「被保護者」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者」を加える。

別表第3中「被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、「D階層を除き当該年度分の市町村民税課税」を「B階層を除き前年分の所得税非課税」に、「所得割非課税」を「当該年度分の市町村民税所得割非課税」に、「所得割課税」を「当該年度分の市町村民税所得割課税」に、

前年分の所得税額	30,000円以下
〃	30,001円以上 80,000 〃
〃	80,001 〃 140,000 〃
〃	140,001 〃 280,000 〃
〃	280,001 〃 500,000 〃
〃	500,001 〃 800,000 〃
〃	800,001 〃 1,160,000 〃
〃	1,160,001 〃 1,650,000 〃
〃	1,650,001 〃 2,260,000 〃
〃	2,260,001 〃 3,000,000 〃
〃	3,000,001 〃 3,960,000 〃
〃	3,960,001 〃 5,030,000 〃
〃	5,030,001 〃 6,270,000 〃
〃	6,270,001 〃

を

前年分の所得税額	15,000円以下
” 15,001円以上	40,000 ”
” 40,001 ”	70,000 ”
” 70,001 ”	183,000 ”
” 183,001 ”	403,000 ”
” 403,001 ”	703,000 ”
” 703,001 ”	1,078,000 ”
” 1,078,001 ”	1,632,000 ”
” 1,632,001 ”	2,303,000 ”
” 2,303,001 ”	3,117,000 ”
” 3,117,001 ”	4,173,000 ”
” 4,173,001 ”	5,334,000 ”
” 5,334,001 ”	6,674,000 ”
” 6,674,001 ”	

に、

前年分の所得税額	30,000円以下
” 30,001円以上	80,000 ”
” 80,001 ”	140,000 ”
” 140,001 ”	280,000 ”
” 280,001 ”	500,000 ”
” 500,001 ”	800,000 ”
” 800,001 ”	1,160,000 ”
” 1,160,001 ”	1,650,000 ”
” 1,650,001 ”	2,260,000 ”
” 2,260,001 ”	3,000,000 ”
” 3,000,001 ”	3,960,000 ”
” 3,960,001 ”	5,030,000 ”
” 5,030,001 ”	6,270,000 ”
” 6,270,001 ”	

を

「627万1円」を「667万4,001円」に改める。

別表第4中「被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加え、「D階層を除き当該年度分の市町村民税課税」を「B階層を除き前年分の所得税非課税」に、「所得割非課税」を「当該年度分の市町村民税所得割非課税」に、「所得割課税」を「当該年度分の市町村民税所得割課税」に、「16,800円」を「8,400円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行し、この規則（別表第1の改正規定中「被保護世帯」の次に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加える部分、別表第2の改正規定中「被保護者」の次に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者」を加える部分並びに別表第3及び別表第4の改正規定中「被保護世帯」の次に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯」を加える部分に限る。）による改正後の別表第1から別表第4までの規定は、平成20年4月1日から適用する。

こども・家庭福祉課

母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成20年6月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第41号

母子保健法施行細則の一部を改正する規則

母子保健法施行細則（昭和41年長野県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表中「被保護世帯」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加え、

前年分の所得税額	15,000円以下
” 15,001円以上	40,000 ”
” 40,001 ”	70,000 ”
” 70,001 ”	183,000 ”
” 183,001 ”	403,000 ”
” 403,001 ”	703,000 ”
” 703,001 ”	1,078,000 ”
” 1,078,001 ”	1,632,000 ”
” 1,632,001 ”	2,303,000 ”
” 2,303,001 ”	3,117,000 ”
” 3,117,001 ”	4,173,000 ”
” 4,173,001 ”	5,334,000 ”
” 5,334,001 ”	6,674,000 ”
” 6,674,001 ”	

に、

「627万1円」を「667万4,001円」に改める。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行し、この規則（別表の改正規定中「被保護世帯」の次に「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯」を加える部分に限る。）による改正後の別表の規定は、平成20年4月1日から適用する。

健康づくり支援課